

大店立地法への対応

大店立地法の趣旨である「周辺の地域の生活環境の保持」という視点は、大型店立地を考える上で重要な視点となっている。大型店の立地による周辺への影響の大きさを考えると、交通問題、騒音問題、廃棄物問題への対応、街並みづくりへの配慮、さらに、地域住民への適切な説明等が必要である。大型閉鎖店舗再生の場合、大店立地法上では基本的には既存店として取り扱われる。そのため、新設店舗の基準が、そのまま適用されるものではないものの、周辺の地域の生活環境の保持という視点は、当然考慮されなければならない。

ここでは、従来の大店法から大店立地法への転換の経緯、大店立地法の内容、さらに大店立地法での既存店の取り扱いについて説明する。

大店立地法への対応

1. 大店法廃止から大店立地法への流れ

2000 年 6 月、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」いわゆる大店法が廃止され、「大規模小売店舗立地法」が新たに施行された。両者の名前は似ているものの、その目的には大きな差異がある。新たに制定された大店立地法の主な目的は、周辺地域の生活環境保持への対応であり、従来の大店法の中小小売業者保護という項目は姿を消した。大店法から大店立地法への移行は大きな政策転換を意味している。

(1)大店法廃止の経緯

大店法は、消費者の利益の保護、周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保、小売業の正常な発達を目的としたものであり、特に中小小売業者の保護に主眼がおかれていた。大型店対中小小売店の図式の中でいかに調整されるか、特に中小小売店に影響を与える場合、調整 4 項目と呼ばれる店舗面積、閉店時刻、休業日数、開店日が調整され、最終的には申請店舗面積の何割カットといったかたちで結審される場合が多かった。

大店法は 1974 年に施行されたが、その後もスーパー等の出店がおさまらず、全国各地で大型店対中小小売店という図式による紛争が発生した。そのため 1970 年代後半には規制強化の方向に向かい、1978 年には対象面積の引き下げ、期間の延長、商業活動調整協議会も位置づけられるなどの改正がなされた。その後、国の流通ビジョンでは、1984 年に大型店と中小小売店が共存共栄していくように提言、1989 年には運用適正化をとりあげた。また、大店法は 1980 年代末からは日米構造問題協議でも大きな議題となり、規制緩和（運用適正化）改正、一部廃止という 3 段階で行うことで決着し、規制緩和の方向に大きく動き出した。1990 年以降、運用適正化通達、大店法改正、運用基準改定と規制緩和の方向で 3 回の見直しが行われ、調整処理期間の短縮、1,000 m²未満店舗の原則調整の不要化、閉店時刻・年間休業日数の届出不要基準の緩和、自治体の独自規制の適正化等の措置がなされた。そして 1997 年 12 月、産業構造審議会流通部会、中小企業政策審議会流通小委員会合同会議による中間答申がだされ、大店法が 2000 年に廃止されることとなった。

(2) 大店法廃止の背景

近年、小売業を巡る環境変化は著しく、中間答申においても需要構造の変化、供給構造の変化、社会的問題への対応の要請、行政改革の流れ、わが国流通市場に対する国際社会の関心の5点が挙げられている。これらの変化はいずれも大店法のあり方を問うこととなったが、そのなかでも特に3点目の社会的問題への対応の要請が大きな論議となったところである。大型店には多数の来店者が訪れることから街の人の流れを大きく変え、街づくりへの与える影響が大きいと同時に、あわせて来店者あるいは物流に関連して発生する自動車交通量が多いという特性を持つことから、周辺環境に与える影響も大きい。そのため、小売業の地域コミュニティの構成員としての視点が必要であり、大型店の出店に際しては、交通・環境問題への対応、計画的な地域づくりとの整合性の確保等の観点から、地域社会との融和を図ることが重要視されつつある。しかしながら、大店法では、これらの社会的要請に応える体系となっていないことが指摘された。

その一方で、大店法が目的とした中小小売業者の保護という意味において必ずしも有効に機能していなかった。大店法自体が制度疲労を起こしていると同時に、計画的な街づくりや交通・環境に与える諸問題を解決するという新たな目的に対応する政策転換が求められたことが、大店法廃止の背景といえる。

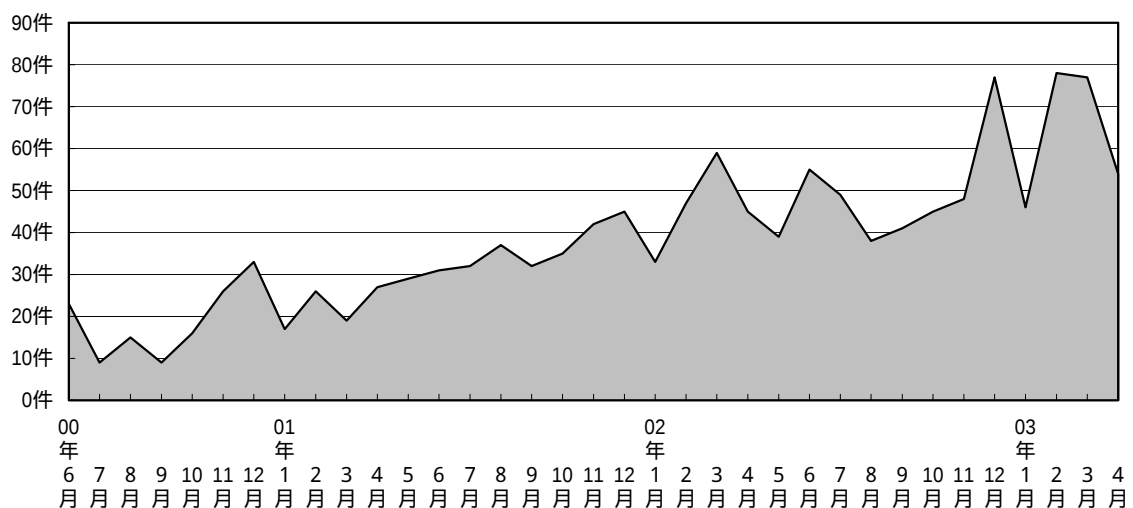
2．大店立地法とは何か

(1)大店立地法の目的と概要

大店立地法は、「大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発展を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与する」ことを目的としている。すなわち、大店法において主要な目的であった中小小売業者の保護ではないという姿勢を明確に打ち出しており、生活環境保持という名前を借りて実質的な中小小売業者保護に結びつかないよう厳しくチェックするとしている。また、大店立地法においては、大型店がその地域に立地してよいのか悪いのか、その適否については判断をしないというのが重要な点である。立地の適否については都市計画法によるゾーニングで判断することとなり、ゾーニングからみて問題がなければ出店は問題がないということとなる。大店立地法は、申請された大型店の立地すること自体を問題とするのではなく、立地することによって発生する周辺地域の生活環境への問題が発生しないようにすることが趣旨である。

大店立地法が施行された2000年6月から2003年4月までに、新設として申請されたのは1,334件である。新設申請件数の推移をみると、2001年3月までは毎月20件前後で推移していたが、最近は何件が多くなっており、2002年になって毎月50～70件で推移している（図表 - 1参照）。

図表 - 1 新設申請件数の推移



（出所）経済産業省 HP より作成

(2)大店立地法の対象

大店立地法では、小売業（飲食店業を除くものとし、物品、加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積の合計が基準面積 1,000 m²を超える店舗が対象となる。また、基準面積について都道府県の判断により引き上げることは可能としているが、引き下げはできず、いわゆる上乘せによる規制強化を禁止している。ただし、大店法では生協、農協等の営利活動を行っていない店舗については対象外であったが、大店立地法では対象となった。

(3)大店立地法の手続きの流れ

大店立地法の手続きの流れは以下のとおりである（図表 - 2 参照）。

設置者の大型店新增設の届け出：

名称・所在地、設置者・小売業者、新設日、店舗面積、施設配置、運営方法等の都道府県・政令指定都市への届出。

設置者による届出内容周知のための説明会の開催：

2ヶ月以内に開催、地域住民等に十分な情報開示の徹底。

都道府県・政令指定都市による地元市町村、地元住民、商工会議所・商工会等からの意見聴取：

生活環境上の影響を受け得るあらゆる主体から意見を4ヶ月以内に聴取することとしている。商工会議所・商工会の意見が重要視されると同時に、個人においても意見書を提出することが可能である。また、その内容については公告・縦覧される。

都道府県・政令指定都市による設置者に対する意見：

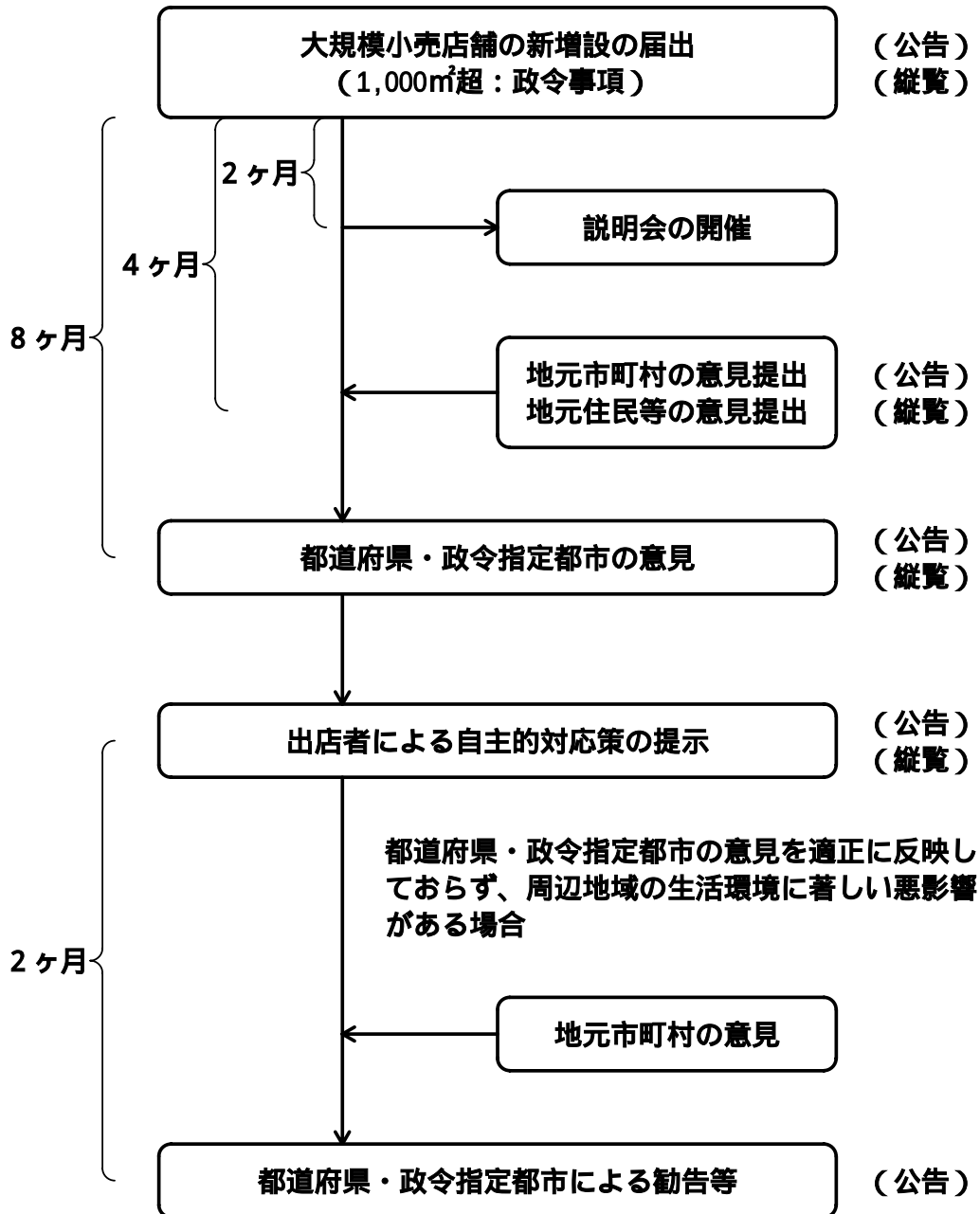
届出から8ヶ月以内に の意見聴取及び国の指針にもとづいて意見、内容については公告・縦覧される。意見を有しない場合には手続きは終了する。各都道府県・政令指定都市の多くでは審議機関を設置している。

設置者は都道府県・政令指定都市の意見を踏まえ、変更の届出または変更しない旨の通知 - 変更内容が十分な内容であれば手続きは終了する。

都道府県・政令指定都市による設置者への勧告：

設置者からの届出、通知の内容が意見を適正に反映しておらず、大型店の出店が周辺地域の生活環境に著しく悪影響を及ぼすと判断する場合には、市町村の意見を聞き、2ヶ月以内に限り勧告することができる。また、正当な理由がなく、勧告に従わなかった場合には、その旨を公表することができる。

図表 - 2 大店立地法の手続きの流れ



大店立地法の運用主体は、都道府県及び政令指定都市で、手続きの不透明性を解決するために、説明会、公告・縦覧等により情報を開示し、透明性を確保する仕組みとなっている。なお、施行後約2年間が経過した時点では、勧告に至った事例はない。また、意見を言ったのは79件、意見なしは252件となっており、意見が出された場合、設置者が変更届を提出している。

3. 大店立地法で配慮すべき事項

設置者が配慮すべき事項に関して、国が指針を定めており、まず基本的な事項として次の点が挙げられている。

- ・ 立地に伴う周辺の地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測
- ・ 地域住民への適切な説明
- ・ 都道府県からの意見に対する誠意ある対応
- ・ 小売業者の履行確保、責任体制の明確化
- ・ 大規模小売店舗の開店後における適切な対応

さらに、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項として、次の事項が挙げられており、実際の立地計画、施設計画の際に留意する必要がある。

なお、大店立地法の対象となる生活環境の範囲としては、交通問題（駐車場・駐輪場不足、駐車待ちの車両による交通渋滞、交通安全等）、廃棄物問題（廃棄物の保管管理場所、廃棄物の処理方法、リサイクルへの取り組み、悪臭等）、騒音問題（人、車両の出入りによる騒音等）等である。

(1) 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

駐車場、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定、歩行者通行の利便の確保等への配慮が求められている。特に、重要なポイントとなっているのが、駐車場の必要台数の確保である。

駐車場の必要台数の確保

設置者は、来客の自動車が周辺道路における円滑な交通を阻害することのないよう配慮することが必要であり、特に、必要十分な駐車スペースを適切な位置に確保することが、最も重要な措置であるとされている。

年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間に予想される来客の自動車台数を基本として、以下の計算式により必要な駐車台数を確保するものとしている。各店舗において、駐車場確保のためには大きなスペースを必要とすることから最も大きな論議となっているものである。

「必要駐車台数」

$$\begin{aligned} &= \text{「小売店舗へのピーク 1 時間当たりの自動車来台数」} \times \text{「平均駐車時間係数」} \\ &= \text{「一日の来客（日来客）数（人）」} \left(\text{「A：店舗面積当たり日来客数原単位（人/千㎡）」} \right. \\ &\quad \times \text{「当該店舗面積」（千㎡）} \times \text{「B：ピーク率（％）」} \times \text{「C：自動車分担率（％）」} \\ &\quad \div \text{「D：平均乗車人員（人/台）」} \times \text{「E：平均駐車時間係数」} \end{aligned}$$

ここでの「ピーク率」とは(ピーク1時間の来客数)/(日来客数)、「自動車分担率」とは(自動車による日来客数)/(日来客数)である。

算出式中の各要素(A~E)は指針において基準として示されている各種原単位等の数値(都市系テキスト41頁参照)を基準とするよう求めている。実際に、指針を用いて算出した数値をもとに、台数を決定している場合が大半である。ただし、特別の事情により指針の値あるいは算出式によることが適当でない場合は、既存類似店のデータ等その根拠を明確に示して他の方法で算出することができるとしている。また、横浜市のように市の実状に合わせて独自の原単位を定めている自治体もある。

なお、実際の必要台数の確保については以下のことが問題となっている。

- ・複合施設の場合に、必要台数をどのように算出するのか。さらに他の施設と、運用面でどのように分離するか。
- ・借上げ駐車場の場合に、台数を確保したとみなしてよいのか。専用的に利用しているかの確認をどのようにするか。
- ・公共駐車場を利用する場合に、どのように取り扱うか。
- ・店舗から離れている駐車場を利用する場合に、どのように取り扱うか。

駐車場の位置及び構造等

台数確保と同時に、効率的な駐車場形式の選択、敷地内における入庫待ちスペースの確保、出入口の数及び位置の調整、駐車場の分散、駐車場出入口付近での交通整理、歩行者等との動線の分離等についても考慮する必要がある。実際には警察等との打合せで、詳細な判断がなされている場合が多い。

- ・効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置

設置者は、来客の自動車の方向別台数を予測し、交通整理員の配置や経路設定等も勘案した上で、駐車場出入口の数及び位置を設定する必要がある。駐車場の出入りは左折を原則とし、駐車場内及び出入口においては入庫車、出庫車、自転車、歩行者等の動線を分離するように配慮することが必要である。

- ・駐車待ちスペースの確保

公道における入庫待ち行列が発生しないように、敷地内に必要な駐車待ちスペースを確保することが必要である。標準的なスペースについては以下の計算式により算出する。

「各入口に必要な駐車待ちスペース」= (当該入口の1分当たりの来台数×1.6 - 当該入口の1分当たり入庫処理可能台数) × 6 (m: 平均車頭間隔)

駐輪場の確保

年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要な駐輪場を確保するものとしている。駐輪場の必要整備台数については、基準値ではないが参考値として店舗面積38㎡当たり

1台という数値が挙げられている。

荷さばき施設の整備等

荷さばき施設の整備、計画的な搬出入が求められている。

経路の設定等

案内経路を、適切に設定するとともに、案内表示の設置や交通整理員の配置を行うほか、混雑時間帯や経路等に関する情報提供を行うことが必要である。

さらに、その他の事項として歩行者の通行の利便の確保等、廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、防災対策への協力が挙げられている。

(2)騒音の発生に関する事項

大規模小売店舗における事業活動に伴って発生する業務音は、施設の配置や運営方法によっては、周辺住民の生活環境を悪化させる場合があり、設置者は、このような事態を回避するための必要な配慮を行うものとしている。

騒音問題に対応するための対応策

大規模小売店舗の営業活動に伴い発生する騒音について、地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮をするものとしている。荷さばき作業あるいは付帯施設に関連して騒音発生源となる施設及び機器を極力配置しないようにすること等の配慮が重要である。また、施設と低層の住居が隣接している場合等には遮音壁等を設置することや緑地帯の確保等により解決することも考えられる。

騒音の予測・評価

設置者は、自ら講じようとする対応策が妥当であるか否か、騒音全体についての予測を行い、総合的な騒音の評価基準を満たすように努めるものとする。予測・評価すべき騒音の種類は、次のとおりである。

- ・定常騒音（レベル変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音 - 冷却塔、室外機、給排気口等から発生する騒音）
- ・変動騒音（騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音 - 敷地内における自動車走行、荷さばき作業のための車両のアイドリング、後進警報ブザー、廃棄物収集作業、BGMに伴う騒音）
- ・衝撃騒音（一つの事象の継続時間が極めて短い騒音 - 荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等の騒音）

予測手法等についても、指針に詳細に示されている。

(3)廃棄物等に関する事項

建物内の小売店舗から排出される廃棄物等に係る保管、運搬、処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮を行わなければならない。

保管のための施設容量の確保

廃棄物等の種類ごとに必要となる保管容量を算出し、全体として十分な容量を有する保管施設を確保するものとしている。

「廃棄物等の保管容量(m^3)」=「A：1日当たりの廃棄物等の排出予測量(t)」×「B：廃棄物等の平均保管日数」÷「C：廃棄物等の見かけ比重(t/m^3)」

廃棄物の種類は紙製廃棄物等、空き缶及び空き瓶、厨芥その他の廃棄物等の3区分である。確保すべき保管容量の具体的な数値は、指針に示されている。

廃棄物等の運搬や処理について

- ・十分な運搬頻度を確保すること。
- ・適正な処理が確保されるように適切な運搬予定業者等の業者の選定を行うこと。
- ・敷地内で廃棄物等を処理する場合、騒音、悪臭が周辺に与える影響を最小限とするような設備配置や運営を行うこと。
- ・廃棄物等の運搬や処理が適切に行われるよう徹底すること。

(4)街並みづくり等への配慮

大規模小売店舗が立地する地域において、既に街並みづくりやアーケード整備等の事業が行われている場合、これらの効果を減殺することのないよう、適切な協力を行うことが必要である。また、夜間照明についても必要な配慮をするものとしている。

なお、各事項についての詳細な指針は通商産業省告示第三百七十五号に示されているので、参照されたい。

4. 退店跡地利用と大店立地法の関係

大型閉鎖店舗等の再生の場合の大店立地法での取り扱いは、経済産業省商務情報政策局流通産業課の「大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集〔第2版〕」において、「現実には閉店していても、廃止の届出をしていない既存店舗については、大店立地法へ引き継がれることとなり、この店舗で新たに小売業を行おうとする場合には、具体的な事例ごとにそれぞれ判断されることとなるが、基本的には、一時的な退店で休業状態となっている場合であっても、当該床を引き続き恒常的に店舗の用に供することが確実であるとして、大店立地法第6条5項の廃止届出をしていなければ、そのまま既存店舗として考えられる。」としている。すなわち、新規店舗の扱いではなく、既存店舗の扱いとなる。

また、既存店舗で再生をする場合に、様々な変更を伴う。どのような変更があった場合に、大店立地法で変更の申請が必要なのかについては、次頁の表のとおりである。

駐車場台数、出入口の変更、閉店時間等大規模小売店舗の施設や運営方法の変更が生じた場合には、届出を行う必要が生じる。その際、大店立地法での駐車場、騒音、廃棄物等の基準を満たせるかが問題となる。特に、中心市街地の既存店舗の場合、駐車場台数については、算定式から求められた必要台数を満たしていない場合も多い。大店立地法附則第5条の届出は、変更する事項以外も届出の対象となるが、変更により生活環境に与える影響が変化する部分のみが対象となる。もちろん本来の考え方であれば、基準となる駐車場台数を満たしていることが望ましいが、現実に既存店舗で駐車場を増設することは難しい状況もあり、これまでの運用状況をみても、基準の駐車場台数を満たさないために、変更が認められなかった例はない。しかしながら、既存店舗においても、可能な限り基準を満たすよう努力をすることは当然必要である。その際、現状において、周辺の地域の生活環境への影響がないかの実態を把握し、問題が発生しないよう施設を整備する、あるいは施設の整備が困難な場合は、運営方法の見直し等を図る必要がある。

騒音についても、中心市街地内でも周辺に住宅等が立地していることが多く、十分な配慮が必要である。

既存店が増床するなどの変更届出を行った場合には、例えば全体の店舗面積について駐車台数を計算し、意見をし、既存部分で不足していた駐車台数についても意見が述べられるのではなく、大店立地法第8条4項の意見の対象となるのは変更により生活環境に与える影響が変化する部分のみである。

大規模小売店舗立地法の届出事項の変更

○届出事項の変更

以下は、
上段：大規模小売店舗立地法の届出（法第5条1項、法附則第5条1項）を行ったことがある大型店が届出事項を変更しようとするとき
下段：既存店（大規模小売店舗立地法の届出を行ったことがない大型店）が法第5条1項4～6号の事項を変更しようとするとき

【大型店名称の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・名称を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	-	-	-	-	-

【大型店の所在地の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・番地変更等により所在地を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	-	-	-	-	-

【建物設置者の名称の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・建物の売買・譲渡等により所有者を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	-	-	-	-	-
・商号を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	-	-	-	-	-
・会社合併・分割により商号を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	-	-	-	-	-
・相続等により所有者を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	-	-	-	-	-
・結婚等により所有者が姓を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	-	-	-	-	-

【建物設置者の所在地の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・所在地を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	-	-	-	-	-
・会社合併・分割により所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	-	-	-	-	-
・相続等による所有者の変更に伴い所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	-	-	-	-	-
・建物の売買・譲渡等により所有者が変更し、それに伴い所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	-	-	-	-	-

【小売業者の名称・住所の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・テナント入れ替えにより小売業者が変更になったとき	法第6条1項	×	×	○	×
	-	-	-	-	-
・一時的に空き店舗になっていた大型店に、新たなテナントが入居したとき（ただし、途中小売業以外のテナントが入居していないことが条件）	法第6条1項	×	×	○	×
	-	-	-	-	-
・小売業者の名称（商号等）を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	-	-	-	-	-
・小売業者の住所が変更になったとき	法第6条1項	×	×	○	×
	-	-	-	-	-

既存店の変更において、法律の手続きが必要となるのは、大店立地法第5条1項4号（店舗面積）、5号（施設の配置に関する事項）及び6号（施設の運営方法に関する事項）に規定する事項の変更がある場合である。テナントの変更のみの場合は手続きは不要である。ただし、一度法附則第5条1項の届出をした後にテナントの変更があった場合は法第6条1項の届出が必要となる。

【建物設置者、小売業者の代表者名の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・代表者を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	-	-	-	-	-

【大型店を新設する日の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・新設する日を繰り上げるとき（ただし、都道府県が「意見なし」とした場合を除きます）	法第6条2項	○	○	○	○
	-	-	-	-	-

都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能。

既存店が、法施行後最初に行う大店立地法附則第5条の届出において、変更が実質的に生活環境に与える負荷を増加させることがほとんどないと都道府県が認めるときには、施行規則第11条2項の「周辺地域に与える影響がほとんどない」場合に相当し、掲示による説明会が認められる。

【店舗面積の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店の店舗面積の増加分が、届出済面積の0.1倍、若しくは1,000㎡を超えるとき（ただし、既存店については、店舗面積の増加分が届出済み面積の0.1倍、若しくは1,000㎡以下の場合でも届出が必要です）	法第6条2項	○	○ 2	○	○
	法附則第5条1項	○	○ 2	○	○
・店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000㎡超となる時	-	-	-	-	-
	法附則第5条1項	○ 1	○ 2	○	○
・店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000㎡以下となる時	法第6条5項	×	×	×	×
	法第6条5項	×	×	×	×

1 都道府県が認めれば、ただちに実施できる。

2 都道府県が認める場合は揭示による説明会が可能。

【付属施設の位置の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・現在の駐車場と離れた場所に駐車場を設置するとき 1	法第6条2項	○ 2	○ 3	○	○
	法附則第5条1項	○ 2	○ 3	○	○
・現在の駐輪場と離れた場所に駐輪場を設置するとき	法第6条2項	○ 2	○ 3	○	○
	法附則第5条1項	○ 2	○ 3	○	○
・現在の荷さばき施設と全く異なる場所に荷さばき施設を設置するとき	法第6条2項	○ 2	○ 3	○	○
	法附則第5条1項	○ 2	○ 3	○	○
・現在の廃棄物等保管施設と全く異なる場所に廃棄物等保管施設を設置するとき	法第6条2項	○ 2	○ 3	○	○
	法附則第5条1項	○ 2	○ 3	○	○

1 現在の駐車場を、そのまま立体化する場合や拡張する場合は除く。

2 都道府県が認めれば、ただちに実施できる。

3 都道府県が認める場合は揭示による説明会が可能。

【駐輪場、駐車場の収容台数の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・収容台数を減少させるとき（借上げ駐車場等の解約による減少も含みます。）	法第6条2項	○	○	○	○
	法附則第5条1項	○	○	○	○
・オフィス等の付設施設と、店舗が駐輪(車)場を共用しており、駐輪(車)場の収容台数を変更せずに、それらの付設施設を増設するとき（店舗来客者のための駐輪(車)場収容台数が減少する場合は該当します。）	法第6条2項	○	○	○	○
	法附則第5条1項	○	○	○	○
・収容台数を増加させるとき	-	-	-	-	-
	法附則第5条1項	○	○	○	○

都道府県が認める場合は揭示による説明会が可能。

【荷さばき施設の面積の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・面積を減少させるとき	法第6条2項	○	○	○	○
	法附則第5条1項	○	○	○	○
・面積を増加させるとき	-	-	-	-	-
	法附則第5条1項	○	○	○	○

都道府県が認める場合は揭示による説明会が可能。

【廃棄物等保管施設の容量の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・容量を減少させるとき	法第6条2項	○	○	○	○
	法附則第5条1項	○	○	○	○
・容量を増加させるとき	-	-	-	-	-
	法附則第5条1項	○	○	○	○

都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能。

【開閉店時刻の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・開店時刻を繰り上げるとき（既存店については繰り下げの場合も必要です）	法第6条2項	×	○	○	○
	法附則第5条1項	×	○	○	○
・閉店時刻を繰り下げるとき（既存店については繰り上げの場合も必要です）	法第6条2項	×	○	○	○
	法附則第5条1項	×	○	○	○

都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能。

既存店の営業時間の変更等の運営方法に係る変更には8か月制限はかからず、届出の後すぐに変更することができる。大店立地法の届出をした後は、法第6条2項ただし書（施行規則第7条）の軽微増床等は実施可能であるが、そういった他の変更があらかじめ計画されているならば、併せて届け出ることが望ましいとされている。

【来店者が駐車場を利用することのできる時間帯の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・利用可能な時間帯を変更するとき（店舗への来客者の利用可能な時間帯が変更となる場合に限ります。）	法第6条2項	×	○	○	○
	法附則第5条1項	×	○	○	○

都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能。

【駐車場出入口の数の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・数を変更するとき	法第6条2項	×	○	○	○
	法附則第5条1項	×	○	○	○

都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能。

【駐車場出入口の位置の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・位置を変更するとき	法第6条2項	×	○	○	○
	法附則第5条1項	×	○	○	○

都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能。

【荷さばき可能時間帯の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・時間帯を変更するとき	法第6条2項	×	○	○	○
	法附則第5条1項	×	○	○	○

都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能。

【大型店の廃止】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店を廃止するとき （1,000㎡以下にするとときを含みます）	法第6条5項	×	×	×	×
	法第6条5項	×	×	×	×

5．大型店立地に関わる他の法律について

大型店立地に関連する法律は、前項で取り上げた大店立地法以外に、都市計画、建築、消防関連の法律、さらに各種営業関連の法律が挙げられる。都市計画、建築、消防関連については、都市系のテキストを[参照](#)されたい。

営業関連の法律としては、酒税法、食品衛生法、薬事法、たばこ事業法、クリーニング業法等がある。新たに酒販店、飲食店、各種食品販売店、たばこ販売店、クリーニング取次所を開設する場合には留意する必要がある。

また、これらの法律の一部については規制緩和の動きがあり、酒販店に関連する法律の状況は以下の通りである。

一般の酒販店を営業する場合には、酒類小売業免許(「一般酒類小売業免許」)の取得が必要であり、大きくは申請者等の人的要件等(酒税法第10条第1号～第10号)と需給調整上の要件(酒税法第10条第11号)の2つの要件を満たす必要がある。特に、問題となるのは後者である。

現在、需給調整に関しては、規制緩和の方向に大きく動いている。平成11免許年度以前は、需給調整要件として、隣接する既存酒販店との間の距離が一定以上であることを要求する「距離基準」が存在していたが、平成13年1月1日をもって廃止された。さらに、周辺に住む人口当たりの免許枠を定めた人口基準も順次緩和されており、平成15年9月1日をもって人口基準自体が廃止されることとされている。人口基準とは、抽選により決定された審査順位が、申請販売場が存在する小売販売地域の年度内免許枠の件数枠内であることというものである。

ただし、激変緩和措置として酒販店の過当競争地域で新規出店を1年に限り凍結できるとした「酒類小売業者経営改善緊急措置法」が2003年4月に成立している。酒類販売に関して税務署長が「緊急調整地域」に指定した地域では、新規の酒販免許の交付や他地域からの酒販店の移転を最大で1年間、凍結できるという内容で、2005年8月末までの期限立法である。